

---

平成 22 年度証券検査基本方針について

(証券取引等監視委員会からの寄稿)

---

平成 22. 4

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 4 回目のテーマは、「平成 22 年度証券検査基本方針」についてです。

## 平成 22 年度証券検査基本方針について

証券取引等監視委員会事務局証券検査課長  
其田 修一

証券監視委は、毎年度、証券検査に関する基本方針を公表している。去る 4 月 6 日には本 22 年度の基本方針（以下「基本方針」という）を公表したところであり、今回はその概要について説明をすることとしたい。

### 【証券検査を取り巻く環境変化と対応】

今回の基本方針を貫く大きなテーマは、証券検査を取り巻く環境が大きく変化しており、このチャレンジにどのように対応していくかという点である。

#### （検査対象の拡大）

最大の変化は、累次にわたる制度改正により、近年証券検査の対象が拡大・多様化し、それに伴い検査対象業者の数も大幅に増加したという点である。具体的には、平成 17 年には外国為替証拠金取引業者、19 年は集団投資スキーム（ファンド）の運用・販売業者、そして本年 4 月からは信用格付業者（執筆時点で登録業者はない）が証券検査の対象に加わった。これに伴い、全体の検査対象先数は約 8,000 社もの規模に達している（そして今この瞬間にも増えつつある！）。

#### （効率的かつ効果的な検査に向けた取組み）

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査実施が不可欠である。このため、検査の様々な局面について、新たな対応策を導入した。

まず、検査の実施面においては、リスクベースの検査計画策定、予告検査の導入、検査マニュアルの策定・見直し等の対応を図ることとした。このうち予告検査の導入については、昨年 6 月の「証券検査に関する基本指針」の見直しにより、当面、第一種金融商品取引業者等に対する検査において「試行的」に実施するとしていたが、今回はこれを一歩進め、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性等を総合的に勘案し、ケースバイケースで導入することとしており、既に証券監視委の検査では実施に移している。

次に、検査の内容については、個別の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、これら態勢に係る問

題点の把握に努めるとともに、経営陣をはじめとして態勢整備に組織的な取り組みがなされているかどうかにも留意することとした。これは、問題となった事象の再発防止策が「効果的」なものとなるには、背後にある態勢上の問題点の把握、そして問題点の改善への組織的な取り組みが不可欠であるためである。

効率的・効果的に検査を実施するには、**関係部局との連携**が従前以上に重要となってくる。まずは、日常の監督業務を通じて情報を蓄積している**監督部局との連携**である。検査計画の策定や、検査における着眼事項の選定をリスクベースで行うためには、監督部局との情報交換は必要不可欠である。

次に、日証協をはじめとする**自主規制機関との連携**である。自主規制機関が会員業者に対して実施している監査や考査は、その根拠こそ証券検査と異なるものの、検査の主たる対象範囲は会員業者の法令等遵守状況、営業及び財産の状況であり、証券検査と重なり合っている。このため、証券検査と自主規制機関の監査・考査の連携強化により、お互いの検査の効率性・実効性を高めながら、総体として監視機能の向上を図ることが可能と考えられる。こうした観点から、検査官に対する研修における連携一例えば証券監視委の部内研修への自主規制機関職員の参加、自主規制機関の研修への証券監視委職員の講師派遣等一や、情報交換の充実・強化等について、検討を行っている。

また、最近のファンド業者の検査において、無登録業者の関与が認められる事例が出てきているが、これらの業者への対応については、**捜査当局との連携強化**が重要である。こうした観点から、去る3月19日に警察庁、金融庁及び証券監視委により、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」が設置されており、証券監視委としてもこうした枠組みを活用しながら、無登録業者等への対応に努めていく考えである。

#### (リスク管理態勢の検証)

**環境変化の2つ目は、世界的金融危機の経験**である。この経験が、世界の監督当局に与えた教訓は少なくないが、証券会社に対する検査・監督当局にとって最も大きなものは、多様な業務を展開し、多くの取引相手や顧客を抱える証券会社（投資銀行）が経営危機に陥った場合に、市場の被る影響は計り知れず、場合によってはシステムリスクにつながる可能性すらあるということが改めて認識されたことであろう。したがって、「基本方針」においては、特に市場において重要な地位を占める業者に対する証券検査においては、**財務の健全性や、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くこと**とした。この点については、監督部局も同

様の問題意識を持ってオフサイト・モニタリングに努めており、検査・監督間で緊密な連携を図ることとしている。

#### (システムリスク管理態勢の検証)

近年の金融商品取引へのITシステムの浸透は、目覚ましいものがある。個人投資家がインターネットを通じて株式取引やFX取引を行うことは当たり前になり、機関投資家はアルゴリズムを用いて大量、複雑な発注を自動的に行うことが可能となった。また、各取引所はこれらの様々な注文を呼び込むため、基幹システムを更新し、注文の処理能力、速度の向上を競い合っている状況にある。

こうした状況の下では、ひとたびシステムダウン等が生じた場合の直接、間接の影響は極めて大きいものとなるため、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保が決定的に重要となる。最近の証券検査においても、いわゆるネット証券やFX業者等で、障害対応や外部委託先の管理等に問題が認められる事例が少なくない。こうしたことから、証券検査においてはシステムリスク管理態勢の検証に注力していく考えである。

#### 【法令違反等行為の検証にも注力】

証券検査は、このような環境変化への対応とともに、取引の公正確保のため、引き続き法令等違反行為の有無の検証等に取り組んでいくことが求められている。この部分はいわば証券検査の足腰に当たる部分である。

例えば「基本方針」においては、重点検証分野として、投資勧誘の状況に係る検証を掲げ、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているか、あるいはデリバティブ等の仕組みが複雑な商品に関し、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要なリスクについて必要十分な説明が行われているかといった点を検証することとしている。

また、ゲートキーパーとしての機能発揮については、顧客管理、売買審査、引受審査等の不公正取引のスクリーニング機能に係る態勢整備、インサイダー取引の未然防止に向けた法人関係情報の管理態勢、さらに公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証に引き続き取り組む考えである。

#### 【最後に】

以上、「基本方針」の概要について述べてきたが、証券検査は、検査を行う者と受ける者が、会社の内部管理態勢等をより良いものとするための共同作

業であり、両者の間で十分に「対話」を重ね、問題点に関し共通の「理解」に至ることが目的である。この「理解」がなければ、「改善」も表面的なものとなり、真の再発防止策とならないおそれがある。このため検査においては、双方向の対話が極めて重要であり、今年度の「基本方針」にもその旨記載させて頂いている。会員の皆様には、検査を受けられる際は、ぜひ気後れすることなく、検査官と議論を尽くし、共同作業に積極的に参加して頂きたい。それこそが、証券検査を真に「効果的」なものにすると信じている。

(以上)